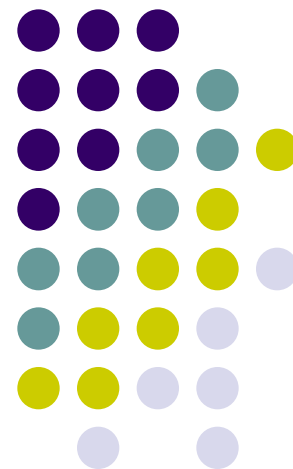
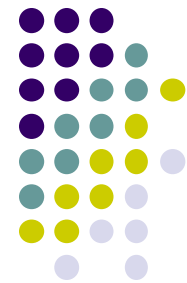


# 第1回 岐阜市庁舎のあり方 検討委員会 資料

「市庁舎の現状と課題について」





# 1. 市庁舎の現状について



南庁舎



本庁舎



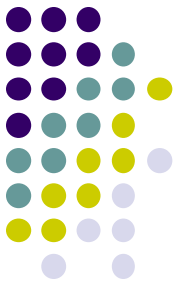
北別館



西別館



明徳庁舎



# (1) 現在までの変遷

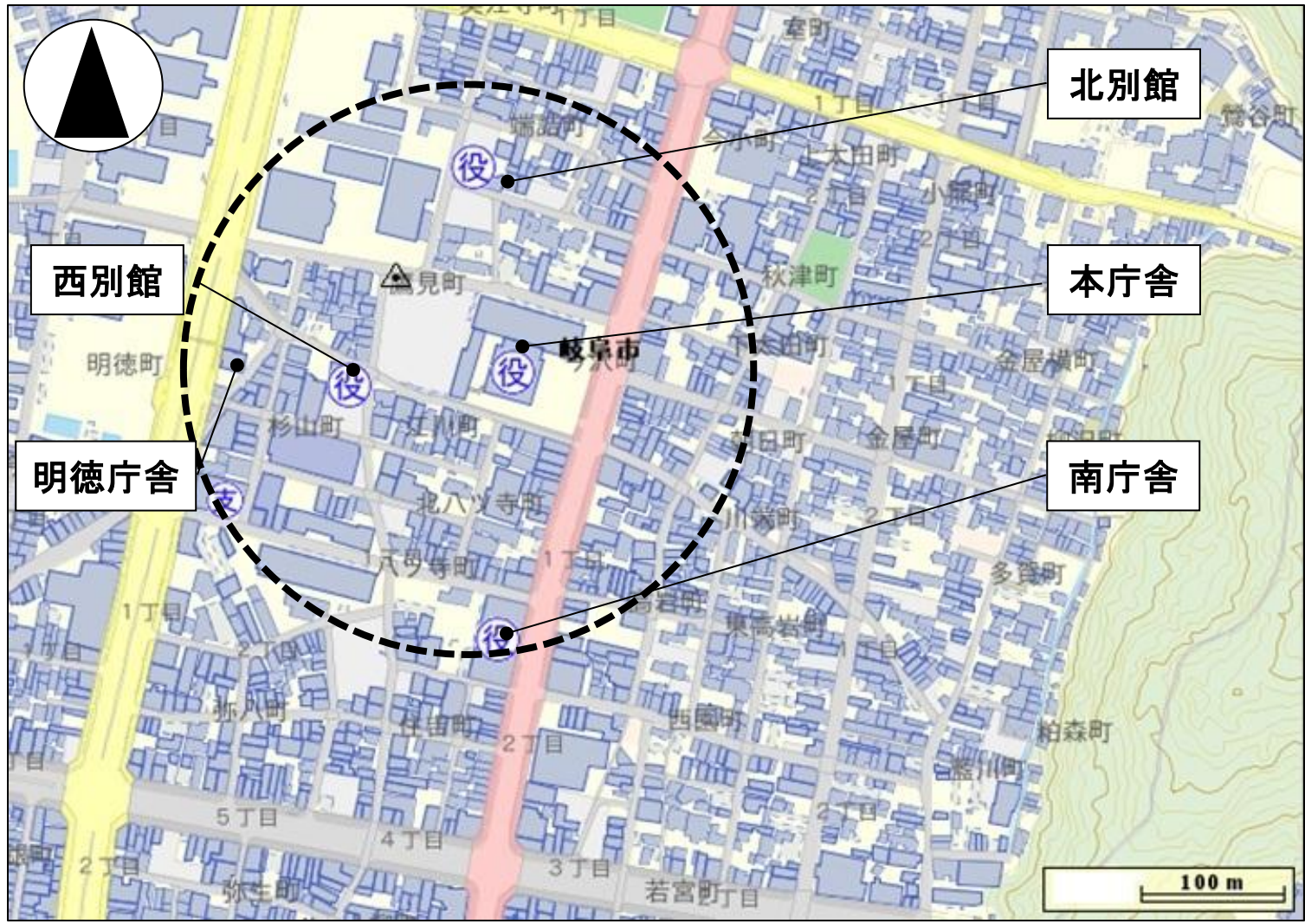
本庁舎開設後、行政需要の増大に伴う狭あいを解消するため、南庁舎を皮切りに庁舎機能を分散してきました。

- |         |   |
|---------|---|
| 昭和41年4月 | <b>本庁舎を開設</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・昭和39年10月着工、昭和41年2月竣工</li><li>・建設経費 933,400千円</li></ul>   |
| 昭和56年4月 | <b>南庁舎を開設</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・東海郵政局から旧岐阜郵便局の土地 及び建物を取得</li><li>・取得金額は、土地 1,156,980,915円、建物 99,500,000円</li></ul>                                   |
| 平成3年4月  | 杉山町駐車場賃借開始。公用車の大部分を杉山町駐車場に移動  |
| 平成6年4月  | <b>西別館を開設</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・土地は、社団法人岐阜県山林協会から取得。取得金額は、380,164,000円</li><li>・建物は、岐阜県森林組合連合会から寄附</li><li>・建物1階は岐阜県更生保護事業協会、2、3階は岐阜市の区分所有</li></ul> |
| 平成7年3月  | 現西側駐車場4,430.30㎡のうち、2,215.89㎡の取得を完了<br>庁舎西側にあったパズルパーキング(昭和50年設置)を撤去し、現西側駐車場を整備   |
| 平成12年4月 | 北保健所移転に伴い、水道部が南庁舎から旧北保健所(八代)へ移転   |
| 平成17年4月 | <b>北別館を開設</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ぎふ農業協同組合と賃貸借契約を締結</li></ul>  |
| 平成25年2月 | <b>明德庁舎を開設</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・建物は、岐阜市信用保証協会から寄附</li></ul>   |



## (2) 本庁舎周辺現況図

本庁舎を中心とする半径約200mの圏内の5つの建物に庁舎が分散





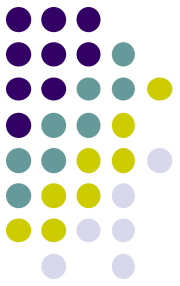


### (3) 構造、面積など

本庁舎は竣工から47年、南庁舎は53年がそれぞれ経過  
延床面積(合計)は、人口を考慮しても中核市平均を大きく下回る。  
(下位から10市内)

区分	竣工	構造	延床面積 (㎡)
本庁舎	1966年 (昭和41年)	高層部 地上8階(鉄骨鉄筋コンクリート造) 低層部 地下2階・地上4階一部5階 (鉄骨鉄筋コンクリート造) 附属棟 地下1階・地上2階 (鉄筋コンクリート造)	17,439.58
南庁舎	1960年 (昭和35年)	地上4階(鉄筋コンクリート造)	4,986.36
西別館	1957年※ (昭和32年)	地上3階(鉄筋コンクリート造)	447.91 (岐阜市所有分)
北別館	1970年 (昭和45年)	地上4階(鉄筋コンクリート造)	497.70 (岐阜市賃借分)
明德庁舎	1967年 (昭和42年)	地上3階(鉄筋コンクリート・鉄骨造)	554.16
合 計			23,925.71

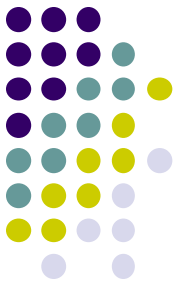
※平成6年(1994)に建物改修



## (4) 耐震性能

本庁舎の耐震性能は、良好であるものの、災害対応の司令塔として使用することを考えると免震構造でないなど不安が残る。

区分	耐震診断	診断結果等
本庁舎	平成7年度 実施	高層部及び低層部はAランクで良好 附属棟はBランクで、補強の実施が望ましい。 ⇒ 平成25年度 耐震補強計画の策定に着手
南庁舎	平成18年度 実施	Cランクで、補強を実施しないと、重大な損害が発生する 恐れあり。 ⇒ 平成23年度 耐震補強工事完了
西別館	未実施	
北別館	未実施 ※賃借物件	
明德庁舎	平成15年度 実施	昭和42年建築部分及び昭和47年増築部分について実施。 昭和42年建築部分は良好 昭和47年増築部分は、Y方向の $I_s$ 値が0.6を大きく下回り、 「倒壊又は崩壊の危険性が高い」という診断結果 ⇒ 平成17年 昭和47年増築部分の耐震補強工事完了



## (5) 勤務職員数

本庁舎を含む5つの庁舎で、1,700人超の職員が勤務  
職員1人あたりの延床面積は、中核市平均を大きく下回る。  
(下位から10市内)

平成25年4月1日現在 (単位:人)

区分	正職員	臨職・嘱託	計
本庁舎	890	325	1,215
南庁舎	406	149	555
西別館	3	1	4
北別館	3	1	4
明德庁舎	7	0	7
合計	1,309	476	1,785

※アルバイト、他団体(岐阜市にぎわいまち公社、岐阜県住宅供給公社)は含まない。

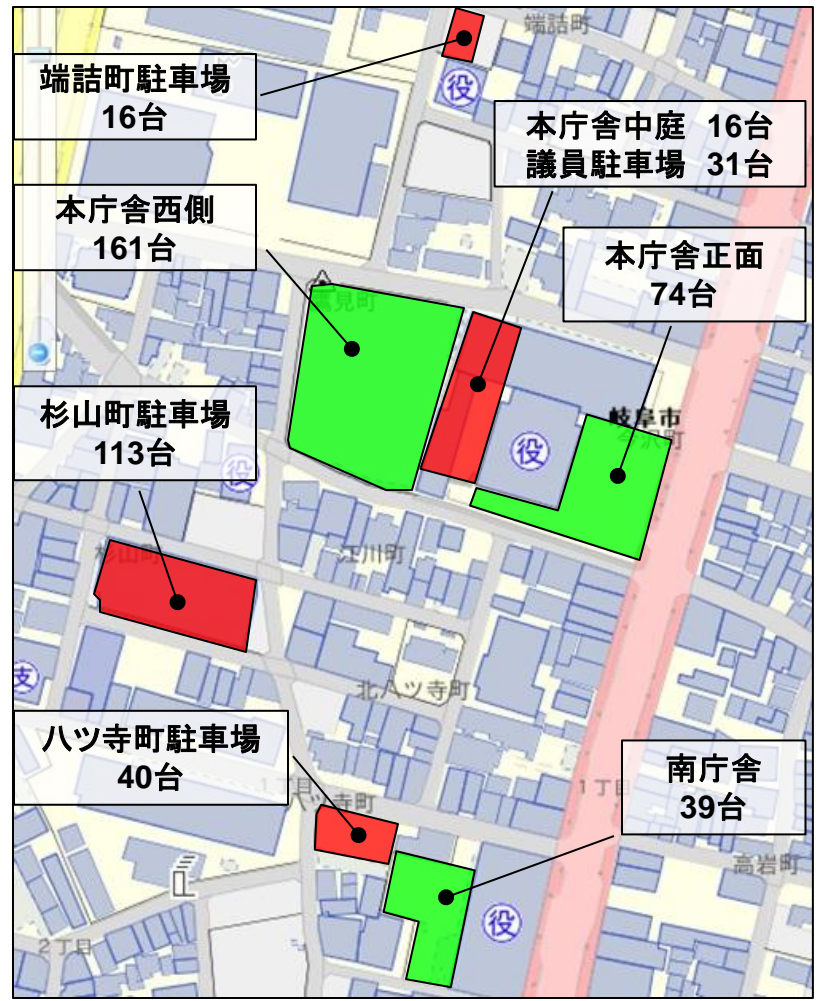


# (6) 駐車場配置及び収容台数

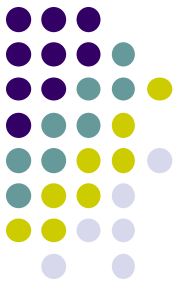
来庁者用駐車場の収容台数は、概ね中核市の平均レベル

区分		収容台数 (台)
来庁者用	本庁舎正面	74
	本庁舎西側	161
	南庁舎	39
来庁者用 計		274
公用車用	杉山町駐車場	113
	八ツ寺町駐車場	40
	端詰町駐車場	16
	本庁舎中庭	22
	本庁舎地下 議員駐車場	31
公用車用 計		222

合計496台







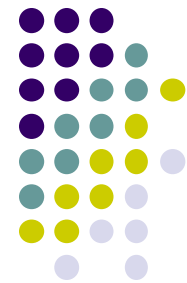
## (7) 駐車場利用状況

来庁者用駐車場の回転率は平均で6.25回／日

その中で、本庁舎正面駐車場の回転率は10.46回／日と高く、混雑時には周辺道路に入庫待ちの車両が列をなす状況が生じている。

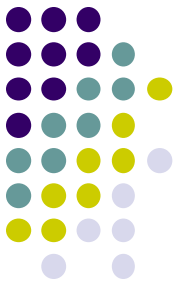
(平成24年度実績 開庁日245日)

	収容台数 (台)	年間利用台数 (台)	月平均 (台)	日平均 (台)	回転率 (回／日) 〔日平均／収容台数〕
本庁舎正面	74	189,705	15,809	774	10.46
本庁舎西側	161	172,703	14,392	705	4.38
南庁舎	39	57,018	4,752	233	5.97
合計	274	419,426	34,952	1,712	6.25



# 2. 市庁舎の課題について



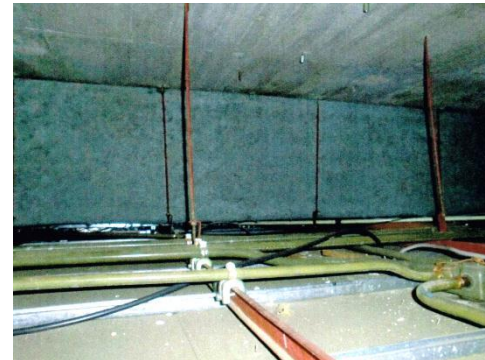


# (1) 本庁舎で使用されているアスベスト

## 【アスベストの状況】

### ① 使用部位

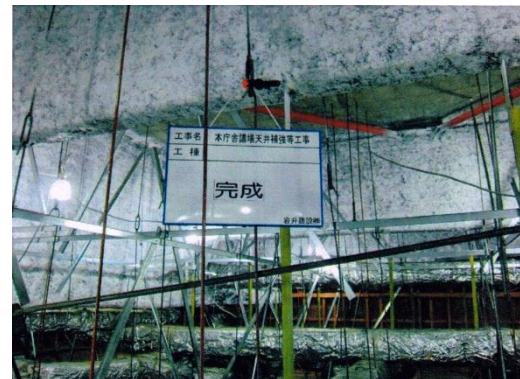
- ・高層部1階から8階の天井梁
  - ・低層部4階の議場の天井梁
- ※南庁舎、西別館、明德庁舎は未使用



コテで押さえ、「囲い込み」されたアスベスト  
(高層部4階4-1会議室)

### ② 吹付け面積

高層部	3,100m <sup>2</sup>
低層部	435m <sup>2</sup>
計	3,535m <sup>2</sup>



硬化剤で「封じ込め」されたアスベスト  
(低層部4階議場)

### ③ 対処状況

- ・年2回、屋内の濃度測定を実施して、飛散していないかを確認。
- ・高層部は、非アスベスト建材等で覆い隠して吹付け材を密閉する「囲い込み」工法、低層部は、飛散防止剤(硬化剤)を用いた「封じ込め」工法により飛散防止を図っている。



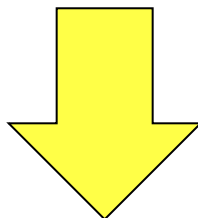
#### ④ アスベスト除去工事

下記の理由で、アスベスト除去工事の実施は困難。

- ・工事期間中の代替施設(仮設庁舎)の確保が困難
- ・本庁舎7階設置の電話交換機や電算システムの移設が困難



大地震等で  
天井に損傷が  
発生した場合



## アスベストが本庁舎内や庁舎近隣に飛散する恐れ

飛散したら、

- **本庁舎を、災害対応等の司令塔として使用できない可能性**
- **近隣住民に被害を及ぼす可能性**

「岐阜市地域防災計画」では  
市内で震度5弱の地震が発表されたとき、災害対策本部を本庁舎低層部3階大会議室に設置するとともに、  
すべての部(全職員)が参集して災害予防及び災害応急対策を実施して被害の軽減を図ることとされている。



## 【東日本大震災において】

本市と同時期(昭和40年代)に建築された庁舎が被害を被り、災害対策本部として使用できなかつたため、災害対応、復興業務や災害後の日常業務に支障をきたした自治体もありました。

自治体名	庁舎 建築年	震度	本庁舎の被災状況や震災発生後の対応
岩手県 遠野市	昭和42年	5強	本庁舎中央館が全壊し、倒壊の恐れがあったため、 <u>駐車場前に災害対策本部を設置</u> して災害対応。行政機能は、市内ショッピングセンターに仮庁舎を設置。
福島県 郡山市	昭和43年	6弱	使用不能となったため、 <u>開成山野球場会議室に災害対策本部を設置</u> して災害対応。行政機能も分庁舎等へ移転。
福島県 須賀川市	昭和45年	6強	損傷が激しく、倒壊のおそれがあったため、 <u>市体育館に災害対策本部及び行政機能を移設</u> して災害対応。
茨城県 水戸市	昭和47年	6弱	壁や柱に亀裂が生じるなどの被害を被つたため、 <u>災害対策本部を市民会館に移設</u> して災害対応。行政機能も仮設庁舎等へ移転。
福島県 いわき市	昭和48年	6弱	建物被害が大きく安全確認がとれなかつたため、 <u>災害対策本部を市消防本部庁舎内に設置</u> して災害対応。市民サービス機能の一部機能を隣接する芸術文化交流館へ移転。





## (2) 老朽化

現在の本庁舎や南庁舎は、建築から約50年が経過しており、建物とともに設備類も老朽化が進行しており、経年劣化への対応や現在の基準等に合致させるため、毎年度多くの費用を投じて設備の取り替えや改修を行っています。

特に、空調については、近年改修してきたものの、各部屋で独立して温度調整ができない構造ということもあって、夏季には室温を建築物環境衛生管理基準(17度以上28度以下)内に維持することが困難な状況です。

直近5年間における庁舎の改修等に関する工事請負費(概ね2,000千円以上)

年度	主な工事	合計金額
平成24年度	本庁舎議場天井補強等工事 ほか5件	34,759,200円
平成23年度	南庁舎耐震補強工事 ほか2件	119,896,250円
平成22年度	南庁舎耐震補強工事 ほか5件	106,778,800円
平成21年度	本庁舎電話交換中継台改修工事 ほか3件	17,304,000円
平成20年度	市庁舎連絡用電話回線改修工事 ほか3件	16,448,250円



### (3) 狭あい・分散

本庁舎や南庁舎は、毎日、様々な用件で大勢の方々が訪れる施設です。しかし、現在の庁舎はいずれも狭いため、待合スペースやプライバシーに配慮した相談スペースを十分に確保できていません。

一部の窓口では、待合スペースを通路に設けているため、混雑時には車椅子利用者などの通行に支障を生じる狭い通路幅となっています。



通路が狭い介護保険課前  
(本庁舎4階)

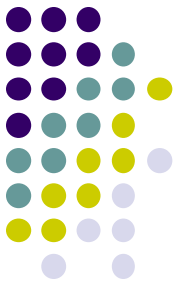
そして、狭あいの解消に努めてきた結果、庁舎機能や窓口機能が分散し、その点においても市民の皆様などに不便をおかけしている状況です。

また、市役所では、職員だけのものに限らず、様々な会議や会合が開催されます。

しかし、会場となる会議室が大幅に不足しており、その確保に苦慮している状況にあります。

例えば、平成24年度の会議室の利用実績では、本庁舎、南庁舎、西別館及び北別館の会議室(18室)の予約率(※)はいずれも90%を超え、平均で96.4%にも達しており、円滑な業務の遂行に支障が生じています。

※予約率…開庁日に占める会議室利用の予約が入った日数の割合



## (4) バリアフリー、ユニバーサルデザイン

現在の庁舎は、バリアフリーの考え方が普及する前に建設されており、改修等を進めてきたものの、十分なバリアフリー化は構造的に困難です。

例えば、戸籍や住民票に関する窓口である市民課は、低層部1階にあり、ロビーにある階段(写真①)の昇降が伴います。そのため、車椅子やベビーカーの利用者は、受付の職員に頼んでリフト(写真②)を動かしてもらわなくてはなりません。もし、リフトを用いない場合は、エレベーターで高層部2階へ昇り、渡り廊下を通過して低層部へ行き、エレベーターで1階へ降りる遠回りが必要となります。



写真① 市民課(階段を昇って右手)へ行くための階段  
(本庁舎1階ロビー)



写真② 受付横のリフト  
(本庁舎1階ロビー)



また、多目的トイレは、本庁舎高層部1階と南庁舎1階(写真③)にしかなく、その他の階や建物にはありません。

しかし、各トイレの多目的トイレ化には、スペース上の制約(写真④)や便器数がさらに減少するなどの課題があり、困難な状況にあります。



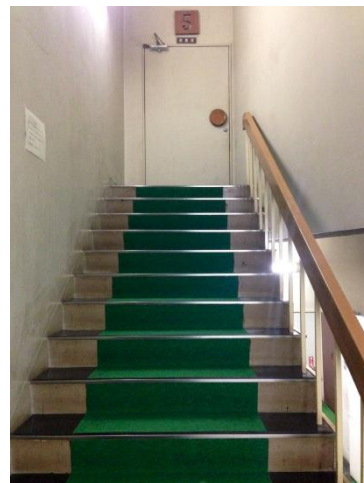
写真③ 南庁舎1階の多目的トイレ



写真④ 室内幅が狭い本庁舎低層部のトイレ



写真⑤ 傍聴席にある車椅子利用者のためのスペース



写真⑥ 傍聴席(正面のドア)前の階段

また、議会棟においては、5階の傍聴席に車椅子利用者のためのスペース(写真⑤)が設けられています。

しかし、傍聴席へ行くためには、エレベーターがない3階から5階まで階段(写真⑥)の昇降が必要です。

そのため、現状は職員数名で傍聴希望者を車椅子ごと担ぐなどの対応を行うこととしています。





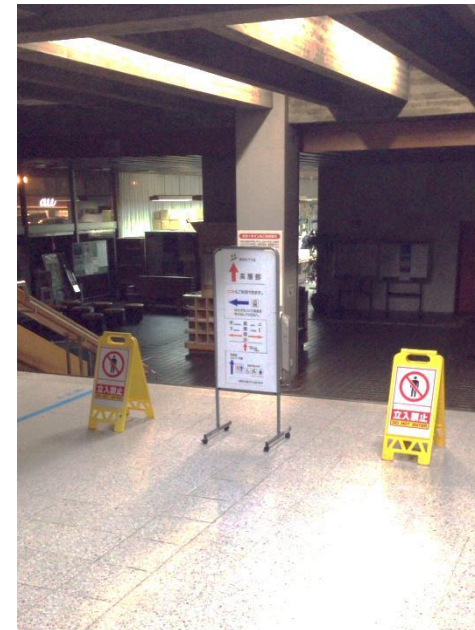
## (4) セキュリティー

市役所には、市民の皆様のプライバシーに関わる戸籍や税務などの情報をはじめ、部外者の目に触れないよう厳重に守らなくてはならない情報が数多く保管されています。

しかし、現在ほどセキュリティー意識が高くない時期に建設された今の市庁舎は、十分な対策が難しい構造になっています。

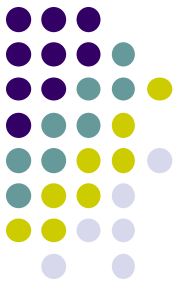
例えば、時間外や閉庁日には、執務スペース等への立入を警告する看板(写真①)の設置など対策を講じているものの、容易に立ち入ることができます。

自治体の中には、市民サービスの一環として、閉庁日や開庁時間外に会議室を貸し出すサービスを行っているところがありますが、現在の市庁舎の構造では、そうしたサービスの実施は難しいのが現状です。



執務スペース等への立入を警告する看板  
(本庁舎低層部1階)





# まとめ : 市庁舎の課題

## 本庁舎のアスベスト

- ・大地震等の際に、本庁舎を災害対策本部として使用できない可能性
- ・近隣へのアスベスト飛散により住民へ被害を与える可能性

## 老朽化

- ・設備等の取り替えや改修に多額の費用が必要 など

## 狭あい・分散

- ・待合スペース等の確保が困難、会議室の不足、窓口・行政機能の分散 など

## バリアフリー、ユニバーサルデザイン

- ・構造上、十分なバリアフリー化が困難(多目的トイレの増設さえ難しい) など

## セキュリティ

- ・執務スペースへ容易に第三者が立ち入ることができる など